

浦安市公共施設等におけるキッチンカー等出店基本方針

1 目的

この方針は、浦安市や指定管理者等が管理する公共施設等において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）及び移動式コンテナ車（以下「コンテナカー」という。）により飲食を提供することで、施設利用者の利便性の向上とまちの賑わい創出を図ることを目的とする。

2 出店を許可する場所の条件 次に掲げるすべての条件を満たしていること

- (1) 近隣に飲食を提供する店舗が少ないこと。
- (2) 飲食するための空間が確保できること。
- (3) キッチンカー等を駐車できるスペースが確保できること。

3 出店を許可する場所

- (1) キッチンカー
総合公園 高洲海浜公園 運動公園 三番瀬環境観察館 境川緑道
東野プール 旧江戸川舞浜護岸（県管理のため市が許可を受ける）
- (2) コンテナカー
採算性、賑わい性を考慮して決定する
- (3) 市が主催・共催する催事等により市が別途指定した場所

4 出店日

原則、土曜日、日曜日、祝日とする。但し、利用者の状況によって、通年での営業を許可する場合もある。

5 出店募集・選定

- (1) 出店募集は、各施設又は催事を所管する課が行い、指定管理者や公共的団体等が行うことも可とする。募集を行う際は、公共空間を占用的に使用するという観点から、出店募集要項等を制定・公表し、透明性の確保に努めなければならない。
- (2) 出店者の選定においては、市内商業活性化の観点から、市内事業者に配慮した条件とすること。

6 使用料金

施設使用料については、浦安市行政財産使用料条例又は浦安市都市公園条例に基づき、徴収するものとする。但し、市が主催・共催する催事等の場合は、この限りではない。

7 その他

- (1) この方針は自動車営業（移動販売車等）の出店について許可していくものであり、それ以外の露店については適用しない。
- (2) 出店及び営業にあたり、出店者は関係法令を遵守すること。
- (3) 出店者の要件や方法、出店料、酒類などの販売品目等の必要事項については出店募集要項等で定めること。

8 所管課

この方針の所管課は、市民経済部 商工観光課とする。